

諮問機関：丸亀市

諮問日：令和4年3月4日（3市学第159号）

答申日：令和4年5月27日（令和3年度諮問第1号）

件名：丸亀市市民交流活動センター指定管理に関する公文書の部分開示決定に関する件

答 申

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

丸亀市長（以下「実施機関」という。）が、丸亀市市民交流活動センター指定管理に関する令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書、収支計画書（以下「本件対象公文書」という。）の部分開示決定（以下「本件処分」という。）により非開示とした部分のうち、令和2年度事業報告書の「2. 令和2年度収支状況」、令和3年度収支計画書の「3. 指定管理業務に要する経費の総額及び内訳」については、非開示部分をすべて開示すべきである。

2 審査請求の趣旨及び審査請求に至る経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、丸亀市情報公開条例（平成17年3月22日条例第21号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人（以下「請求人」という。）が行った本件対象公文書の開示請求に対し、実施機関が令和3年12月20日付で行った本件処分中非開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求に至る経過

| 年 月 日 | 経 過 |
|------------|--------------|
| 令和3年12月6日 | 開示請求受付 |
| 令和3年12月20日 | 実施機関が部分開示を決定 |
| 令和4年3月4日 | 審査請求書受付 |
| 令和4年3月4日 | 諮問 |

3 審査請求の内容

請求人が、審査請求書において主張している審査請求の内容は、次のとおりである。

丸亀市市民交流活動センターの指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「本件事業者」という。）から提出された本件対象公文書中「令和2年度事業報告書の収支報告書及び令和3年度事業計画書の指定管理業務に要する経費の総額及び内訳」は全部公開すべきである。

4 審査請求人の主張要旨

請求人が、審査請求書及び意見書において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

開示を求める理由は、公の施設である丸亀市市民交流活動センター（マルタス）の管理運営の内容や委託料の使われ方を市民が知ることができないのは納得できない。また、市から指定管理を受けた施設の管理運営経費の内訳が不明では、市から支払われる年間の指定管理料1億2,970万円が適正な経費に基づく指定管理となっているかどうか市民が判断できない。

また、憲法では知る権利が明記され、丸亀市自治基本条例には、市民が情報を知る権利を有し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならないと規定されている。

実施機関は、条例第7条第3号アの規定により「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する」としているが、「おそれ」とは何を指しているのか漠然として理解できない。

指定管理料としての人件費、需用費などの大項目の費用を明らかにすることが、当該法人の権利や利益が著しく害されたり、すぐさま企業のノウハウを危険にさらすとは思えないので、全部公開すべきである。

また、(公財)丸亀市体育協会など外郭団体は、事業内容等をすべて開示しているところであり、どこに違いがあるのかも理解できない。

丸亀市市民交流活動センターの「令和2年度事業報告書の収支報告書及び令和3年度収支計画書の指定管理業務に要する経費の総額及び内訳」の部分開示が、非開示の理由として、条例第7条第3号アの項に該当するとしたことは不適切であるので、全部公開を求める。

5 実施機関が部分開示とした理由

実施機関が、丸亀市公文書開示決定等通知書（以下「決定通知書」という。）において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

(1)ア．本件対象公文書中の「令和2年度事業報告書」の「2.令和2年度 収支状況」中の、「予算 収入の部」及び「予算 支出の部」の欄のうち、指定管理料以外の区分、金額、内訳

イ．本件対象公文書中の「令和2年度事業報告書」の「モニタリング書類」の「2.財務処理状況について」のうち、「管理経費状況」の表中の指定管理料以外の区分、金額、内訳

上記のア及びイの非開示部分については、条例第7条第3号アの規定に基づき、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため部分開示としたものである。

(2) 本件対象公文書中「令和3年度事業計画書」の「3. 指定管理業務に要する経費の総額及び内訳」中の、「予算 収入の部」及び「予算 支出の部」の欄のうち、指定管理料以外の区分、金額、内訳

上記の非開示部分については、条例第7条第3号アの規定に基づき、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため部分開示としたものである。

6 実施機関の主張要旨

実施機関が、決定通知書等及び理由説明書において主張している本件処分の理由は、総合すると概ね次のとおりである。

条例第7条第3号アの規定に基づき、一部非開示としたものである。

① 上記5(1)ア. の事業報告書中の収支状況を非開示とする理由について

本件対象公文書中の「令和2年度事業報告書」の「2. 令和2年度 収支状況」中の「予算収入の部」の一覧表のうち、指定管理料以外の区分の「多目的ホール・ROOM 利用料など」には、利用料金収入と、それ以外の事業者のノウハウや資源を活用した独自事業による収入の内容及び合計金額が記載されている。

また、「予算 支出の部」の一覧表では、支出の予算金額（合計額）、決算金額（合計額）には、人件費、報償費、需用費、委託料などの各区分にどれだけの予算を計上し、その実績がどうであったかという情報が記載されており、どの業務にどの程度の資金を投入し、どのように運用しているかを判断できる。なお、その中でも「一般管理費」の区分の収支は、本件事業者の独自の事業経費にあたるものである。また、合計金額からも事業費の積算などが推測されることもある。よってこれらの情報を公にすれば、本件事業者が重点を置く支出の区分など、その施設の管理運営上の独自のノウハウが明らかになることで、同業他社に分析・模倣される危険性があり、本件事業者の競争上の利益を不当に害することになる。

② 上記5(2)の事業計画書中の収支予算状況を非開示とする理由について

本件対象公文書中の令和3年度の事業計画書中の「指定管理業務に要する経費の総額及び内訳」の項目及びその金額等については、上記と同じく「予算 収入の部」の一覧表のうち、指定管理料以外の区分では、「多目的ホール・ROOM 利用料など」には、利用料金収入とそれ以外の独自事業による収入予定の合計金額が記載されている。

また、「予算 支出の部」の一覧表では、予算額には、人件費、報償費、需用費、委託料などの各区分にどれだけの予算を計上し、どのように支出されるかという情報が内訳として記載されており、どの業務にどの程度の資金を投入しているかを判断できる。なお、その中でも「一般管理費」の区分の予算は、本件事業者の独自の事業経費にあたるものである。また、

合計金額からは、指定管理料以外の経費として事業者独自の事業経費などが推測される。よってこれらの情報を公にすれば、本件事業者が重点を置く支出の区分など、その運営上の独自の詳細なノウハウが明らかになり、本件事業者の競争上の利益を不当に害することになる。

よってこれらの情報（収支状況の内訳等）については、民間企業がどのような項目に費用を投入し、業務を遂行しているかを計数的に表したものであり、企業の経営ノウハウを活かした財務経理に関する情報である。

これらの情報が競合他社に知られた場合に、施設の管理・運営手法を模した事業計画の立案が可能になるおそれが否定できない。このことは、本件事業者の当該事業における優位性を損なうおそれにつながると判断し非開示としたものである。

③外郭団体との違いについて

市が出資する団体については、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、歳入歳出予算の執行状況等に関して住民への公表義務がある。市の補助団体や NPO 法人については、総会等において第三者に歳入歳出予算の執行状況等を報告するなど、いずれも第三者に公にされた情報である。従って、既に公表されている情報については非開示情報に当たらないため、収支状況の細かな内訳が開示されたものであり、本件事案とは条件が異なるものである。指定管理による公の施設の情報公開については、その置かれた状況に関して違いがあり、「開示する資料の形式を踏まえて統一的な取り扱いをすべき」ものではなく、個別具体的に照らして開示・非開示を判断すべきものであると考える。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関及び請求人の主張等を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 判断にあたっての基本的な考え方

丸亀市情報公開条例は、第 1 条及び第 3 条に規定されているとおり、地方自治の本旨に基づき、市政の諸活動を市民に説明する義務と責任を果たすため、市政情報としての公文書の開示を請求する権利を明らかにし、公文書の開示に関して必要な事項を定め、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加のより開かれた市政を実現することを目的とし、公文書の開示を求める権利が保障されるよう努めるとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている。

そして、条例第 7 条は、原則開示の理念のもとに解釈及び運用がなされなければならないが、一方で、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の開示をしないこととする権限も定めている。

本審査会は、公益及び法人の権利利益との調整を図りつつ、公文書の開示を請求する権利

が不当に侵害されることのないように、条例の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 実施機関が非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）の条例第7条第3号アに規定する非開示情報の該当性について

条例第7条第3号アには、非開示とすべき情報として、法人等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとの規定がある。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売又は営業上の事項に属する情報等であって開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、②経理、労務管理等の法人等が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報への不当な干渉となるおそれがあるもの、③社会的評価を低下させるおそれがある情報などを指すと解されている。なお、おそれの程度については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する具体的な蓋然性が必要である。

そこで本件処分における、請求人から異議のあった本件非開示部分に記載されている情報について以下のとおり検討した。

ア. 本件対象公文書中「令和2年度事業報告書」のうち、「2. 令和2年度 収支状況」について

当審査会において、「2. 令和2年度 収支状況」を見分したところ、収入の部の一覧表では、指定管理料以外の区分の欄には「多目的ホール・ROOM 利用料など」の項目名が記載され、予算金額と決算金額の欄には、それぞれ金額が記載され、内訳欄には、「利用料など収入」の記載があり、計の欄には合計金額が記載されていることが認められた。

また、支出の部の一覧表では、区分の欄は、人件費、報償費、需用費、委託料、一般管理費などの項目名が記載され、金額と決算金額の欄には、それぞれ金額が記載され、その各支出項目に対する内訳の欄には社員人件費、アルバイト人件費等、イベント講師料等、光熱水費など、各費目名のみが記載されており、計の欄には合計金額が記載されていることが認められた。

本件対象公文書中の「2. 令和2年度 収支状況」は、本件施設に係る令和2年度の収支報告書であり、本件事業者の事業活動に関する情報であることは明らかである。収支報告書は、事業委託施設に係る全般的な財務状況を表すものであることから、これらを公開することにより、本件事業者の事業運営実績、収支のバランスなどを概括的に把握できると考えられる。しかし、本件非開示部分の情報は、収入及び支出の大項目別に記載された予算金額と決算金

額であり、また、その内訳についても各費目名だけが記載されており、個別具体的な詳細内訳ではない。

よって、条例第7条第3号アには該当せず、開示すべきである。

イ. 本件対象公文書中の「令和3年度事業計画書」のうち、「3. 指定管理業務に要する経費の総額及び内訳」について

当審査会において、「3. 指定管理業務に要する経費の総額及び内訳」を見分したところ、収入の部の一覧表では、指定管理料以外の区分の欄には「多目的ホール・ROOM 利用料など」の項目名と予算金額が記載され、内訳の欄には「利用料など収入」の記載があり、計の欄には合計金額が記載されていることが認められた。

また、支出の部の一覧表では、区分の欄には、人件費、報償費、需用費、役務費、一般管理費などの各支出項目が記載され、金額の欄にはその各支出項目ごとの予算金額が記載され、内訳の欄にはその各支出項目に対する社員人件費、アルバイト人件費、イベント講師料等、光熱水費など、各費目名だけが記載されており、計の欄には合計金額が記載されていることが認められた。

指定管理者は、本市の指定管理料を、独自の運営の方向性や内部管理により運営する。そのため、事業計画における経費の積算根拠や、どの程度の金額をどの項目に配分するかといった内容に係る記載は、事業者独自の経営ノウハウを活かした財務経理に関する情報であるという意味合いもあり、公金の使途として、事後的に住民に示す収支予算・決算とは異なることに配慮すべきである。つまり、その記載内容が詳細であればあるほど、事業者独自の施設運営に対する考え方や創意工夫が各区分の項目ごとに配分された金額によって詳細に示されることとなり、事業者独自のノウハウとしての意味合いが高まると解される。しかしながら、本件非開示部分の情報は、収入及び支出の大項目別の区分ごとに記載された予算金額であり、また、その内訳についても個別具体的な詳細内訳ではなく、一般的に公開されている程度の費目名だけの記載内容であることから、これらを公にすることにより、本件事業者の独自のノウハウを窺い知ることは困難であり、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性があるとまでは認めがたい。

さらに、公の施設の管理運営という公共性の高い業務に係る収支予算書や決算書であって、企業などの一般的な事業に係るそれとは区別されるべきであり、本件事業者が、現に丸亀市市民交流活動センター（マルタス）の指定管理を受けている事業者である以上、その管理運営の内容について住民に対する一定の説明責任が生ずると考えられる。

よって、条例第7条第3号アには該当せず、開示すべきである。

なお、（公財）丸亀市体育協会など外郭団体など市が出資する団体に関する件については、

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、歳入歳出予算の執行状況等に関して住民への公表義務がある。従って、既に公表されている情報については非開示情報に当たらないため、本件事案とは条件が異なるものである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行なった。

- ① 令和 4 年 3 月 4 日 諮問書の受理
- ② 令和 4 年 4 月 25 日 審査会（第 1 回目）
- ③ 令和 4 年 5 月 16 日 審査会（第 2 回目）
- ④ 令和 4 年 5 月 27 日 審査会（第 3 回目）